



福島県知事との会談の様子（平成 23 年 3 月 25 日）

第 3 章

現地事務所の設置・活動

- 第 1 節 概要
- 第 2 節 現地事務所の設置
- 第 3 節 現地事務所の活動

発災後、被災地との通信網・交通網は寸断され、被災地の情報収集が困難となっていた。的確な被災地支援を実施していくためには、現地で直接情報を収集し、正確な情報を東京へ伝えることが急務となっていた。

また、都の各局が支援活動を現地で展開していくなかで、被災自治体との事前調整など、都の支援活動を現地で下支えする事務所の設置・運営が焦眉の急となっていた。

都は、平成23年3月16日夕方、被災地への救援物資を運ぶ17台のトラックと併せて、建設局道路監を筆頭に職員4名からなる先遣隊を派遣した。一行は、福島第一原子力発電所事故の影響を避けるため、関越道から山形県及び宮城県を経由して同年3月18日朝に岩手県庁に到着した。先遣隊の主な目的は、被災県に対して都の全面的な支援実施の意向を伝え、その中心的な役割を担うこととなる「現地事務所」開設に向けた調整を行うことであった。

被災地に到着した先遣隊は、被災直後の騒然とした中で、岩手県庁（同年3月18日午前）及び宮城県庁（同年3月18日午後）において、それぞれ被害状況と対応状況のヒアリングを実施した。そして、現地の状況から、都が被災

地の情報を的確に把握し、継続的に支援活動を行うためには、速やかな現地事務所の開設が必要と考え、まず、宮城県仙台市内での執務室を確保するなど、開設準備を行い帰庁した。

帰庁した先遣隊からの報告を受け、都では被災した3県に現地事務所の設置を決定した。その後、同年3月22日に最初の現地事務所である宮城県事務所を開設し、引き続き同年3月25日に福島県事務所、同年3月30日岩手県事務所を開設した。

現地事務所の設置により、職員が常駐して情報収集に当たること、被災地の状況や県庁、県内市町村の支援ニーズの把握が可能になり、効果的な支援に向けた基礎が構築された。

都は、現在（平成27年3月）も、全国の自治体で唯一3県に現地事務所を継続設置しており、引き続き現地の情報収集及び支援事業の調整等に取り組んでいる。

本章では、岩手県、宮城県、福島県の3県の現地事務所について、その設置の経緯及び主な活動状況等を紹介する。

現地事務所の体制

	開設日	開設時～	平成23年 12月1日～	平成24年 4月1日～	平成26年 7月16日～
岩手県事務所	平成23年 3月30日	部長1(事務) 課長3(事務2、土木)	部長1(事務) 課長1(事務) 係長1(事務)	部長1(事務)※ 課長1(事務) 係長1(事務)	課長1(事務) 係長1(事務)
宮城県事務所	平成23年 3月22日	部長1(事務) 課長3(事務、土木、医師)	部長1(事務) 課長2(土木、医師)	部長1(事務)※ 課長1(事務) 係長1(土木)	課長1(事務) 係長1(土木)
福島県事務所	平成23年 3月25日	部長1(事務) 課長2(事務2)	部長1(事務) 課長1(事務) 係長1(事務)	部長1(事務) 課長1(事務) 係長1(事務)	部長1(事務) 課長1(事務) 係長1(事務)

※宮城県事務所及び岩手県事務所の兼務

第1節 概要

1 現地事務所設置と短期派遣の事前準備（インタビュー）

都は、全庁を挙げて被災地を支援するため、都知事の被災地視察、現地事務所の設置及び職員派遣を相次いで実施することになりました。

現地事務所や職員派遣は、個々の職員の人選から始めるため、総務局人事部の中に急きょ特命チームが設置されました。

本稿では、都知事の視察準備も含め、それらを担当した当時の人事部労務担当部長に話を伺います。

【震災直後の経緯】

Q：人事部労務担当部長は当時、被災地を支援するために石原元都知事の被災三県の視察対応や現地事務所設置に深く関わったと聞いていますが、まず、その時の経緯を伺いたいです。

A：当時、都が被災地支援を行うとしても、現地の様々な情報が錯そうしていたため、こちらの目となり耳となる機能が必要ということで、急きょ現地事務所の開設という話が浮上しました。

一方、都庁内では、都内における震災対策として計画停電や帰宅困難者など様々な対応が求められており、各所管局・部門が相当混乱していました。

そのような中で、都内と被災地の二方面の対策を同時進行させる必要があったことから、私の所属していた人事部が、被災地対応の一環として、まずは知事の被災地視察の段取り、現地事務所開設の下拵えや、さらには現地支援要員の継続的な派遣体制に係る被災自治体との調整、派遣職員の具体的なロジ回りの仕事を任されました。とにかく、すべてが極めて短時間の中での対応が求められ、人事部はバタバタ状態でした。

【知事の被災県視察と現地事務所の設置】

Q：交通事情が極めて悪い中で、知事の被災地訪問は大変だったのではないのでしょうか。

A：余震の影響等により、現地の状況が極めて流動的であったため、日程調整も含め、極めて困難な状況でした。実際に輸送手段の関係でドタキャンもありましたから。

まず、3月の福島県訪問では、陸上移動には道路の復旧状況などの制約が伴うことから、東京消防庁のヘリを活用するなどして何とか知事の現地訪問にこぎつけたところでした。ただ、当時は各空港が災害時対応のオペレーションを行っていたため、どこに着陸して、駐機するのかなど、出発前日というか、当日の早朝まで自衛隊や県警本部等との調整を行っていました。4月の宮城県

訪問の時も、概ね同様の対応となりましたが、5月の岩手県訪問では、知事には鉄道を利用していただけました。

特に印象に残っていることは、佐藤福島県知事（当時）と石原知事との会談です。会議室では、張り詰めた雰囲気の中で県内の被災状況や福島原発の状況について説明等があり、その場で両知事が現地対策本部内に都の仮事務所スペースの設置を判断するなど、非常にダイナミックな動きでした。

最終的には、3月下旬から5月上旬にかけて、労務担当チームの課長らと、知事会談の事前準備や、先乗りとして被災三県の県庁はじめ、南三陸、陸前高田などの被災地に4回ほど訪れることになりました。

【短期派遣に至る経過、職員派遣の留意点】

Q：今回の震災では、前例のない規模の短期派遣を実施しましたが、その時の様子をお聞かせください。

A：あの大混乱の中で、通常の意味決定手続きは後回しで、とにかく次々と出てくる課題に対応していくだけで手一杯でした。万全な体制を組んでからとか、誰かの指示を受けてからでは、間に合わず、各自がそれぞれの判断で行動しながら、対処していました。

避難場所への支援要員の派遣では、余震が続く現地では予想を超えた事態も想定されることから、まずは派遣職員の安全確保を念頭に置き、各局に対する要請内容、班編成の規模やサイクル、必要な携行装備品の選定と調達方法、都庁から現地までと現地内における移動手段の確保など、いずれも難題ばかりでした。現地では水道や電気といったライフラインが途絶していたため、1サイクル5日間程度が滞在期間としては限界だろうということになりました。また、女性職員の派遣もポイントとなり、やはり現地では女性被災者の方々にとっては、女性職員の方が相談し

やすいだらうということで1チームに2～3人入っていただきました。

4月当初に、第一陣がバス三台に分乗して、夜遅くに都庁を出発した時のことは今でもよく覚えています。都がいち早く相当数の応援職員を派遣し、職員一人ひとりが各自の派遣地で被災された方々に寄り添いながら、懸命に頑張ってくれたので、現地の方々に、非常に頼りにされ、また感謝されている姿はとても印象的でした。

余談ですが、私が防災服姿で岩手県庁前で待機していた時に、地元のおばあさんが近寄ってきて、いきなり両手で握手され、「東京都の職員さんですね。本当にありがとう」と言われたことは、今でも忘れられません。

【現地事務所の役割】

Q：職員派遣を行うにあたって、現地事務所に求められるものは何でしょうか。

A：まず、東京都のアンテナとして現地の情報を的確にとらえること。

現地では役所も混乱しており、受け身的に待っていても、支援内容について、「何が、どこで、どの程度」必要なのかといった具体的な情報が入ってこないという状況の中で、現地の対策本部から、できる限りリアルタイムで、ニーズを収集し、都庁に伝えていことが求められました。

また、当然のことながら、短期派遣職員だけでなく、先行して現地入りしていた医療・福祉系職員や技術系職員など、相当数の都職員の安全確保も重要であり、そのためには現地でコーディネートする機能が必要でした。現地事務所の設置は、とても意味があったと思います。

Q：その後、こうした被災地支援の仕事は、どうなったのでしょうか。

A：こうした発災直後からの対応は、5月下旬以降、順次、総務局総務部に引き継がれ、その後に新設された復興支援対策部へと移行し、庁内も徐々に落ち着きを取り戻していったことから、より組織的に対応されていったと思います。私らの方は、本来の業務に戻るとともに、引き続き職員団体の協力も得ながら、職員からの義援金の募集や新たな任期付技術職員の派遣等の被災地支援対策や庁内の計画停電対策等に取り組むこととなりました。

【今回の課題】

Q：東日本大震災の課題、教訓は何でしょうか。

A：大災害の態様は一様ではなく、どんなに想定訓練を重ねていても、現実的には、必ず現場が混乱することが常だと思います。今回も何処で、誰が指示を出しているのか判断できない場面では、結果的に個々の判断で動かざるを得ない状況も相当程度あったと思います。

東日本大震災の場合、都内対応と遠隔地の支援を同時進行させなければならないという極めて厳しい環境での対応となりましたが、実際に従事した初期対応の部分で言えば、やはり明確な指揮命令系統と各部門の役割分担が少なからず曖昧だったと思います。

有事の際には、司令塔となる部門が、全体を俯瞰しながらこれまで以上に総合調整を行えるよう、権限・役割の再検証と確実にオペレーションできる体制整備が必要であるのではないかと感じていました。

現在では、当時、顕在化した課題や問題点も改善され、情報伝達・共有、各機関・部門間の連携、意思決定などのプロセスが格段に整備されるとともに、新たな防災プランはもとより、平時における防災訓練もよりリアルな想定に基づいて行われていると思います。

その上で、最終的に求められることは、一人ひとりの「機転」や「臨機応変な対応力」ではないでしょうか。

平成26年2月27日
都庁本庁舎にて

前 総務局人事部労務担当部長
内藤淳 氏のインタビューより

2 岩手県への支援(インタビュー)

都は、岩手県、宮城県及び福島県の各県に、現地事務所を設置することを決めました。

これを受け、総務局の総務部や人事部は、平成23年3月30日の被災地支援岩手県事務所の設置に向け準備作業を進めました。

本稿では、同事務所の初代所長に岩手県への支援について話を伺います。

【震災直後の経緯】

Q：まず、発災直後の経緯について、お聞かせください。

A：3月28日に内示があり、翌々日の朝9時に都庁前を出発する旨を伝えられました。人事部の課長から、現地事務所の立ち上げと、現地で被災者(県)が必要としていることを把握し、都庁に伝える役割であると聞きました。

30日の夕方に、岩手県庁の政策地域部に出向き、机を2名分借用しました。さらに4月初旬に都職員2名が加わり、計4名体制となりました。このうち3名が事務職員、1名が土木技術職員でした。

机が2つしかなく手狭でもあったので、県庁から徒歩5分ほどの民間ビル(中ノ橋106ビル)の一室を借りました。備品等は東京から調達しました。なお、この場所は現在も現地事務所です。

【陸前高田市への短期派遣】

Q：その後、所長は、陸前高田市などへの派遣職員の陣頭指揮を執ったと聞いています。

A：当初は岩手県政策地域部の職員に、岩手県の沿岸部はとても閉鎖的な地域で、他地域からの人の受入れは難しいのではないかと断られましたが、何度か繰り返し願い出ましたところ、受け入れてもらうことになりました。幾つかの地域の中でも最も困窮している地域ということで、陸前高田市への派遣が決まりました。

都庁の職員をバスに乗せ、現地の被災者に負担をかけないよう、寝袋、食糧、備品等を全て持参し、短期(3泊4日、車中1泊)でボランティア活動を実施してもらいました。

都庁職員の宿泊場所は、県庁の出先機関である大船渡市の合同庁舎の会議室となりました。仕事としては、休校している学校を開くことでした。陸前高田小学校は、津波が押し寄せましたが、ダメージは少なく、校舎の1階部分まで入り込んだ瓦礫を取り除く作業から始まりました。給食センターでの義援物資の仕分け作業も手伝いま

した。

その後、市役所の機能も少しずつ回復してきましたので、事務的な作業(名簿作成、り災証明書の発行、義援金の支給など)を行いました。陽気も暑くなり、寝袋生活も厳しくなってきましたので、現地事務所で宿泊施設を探し、遠野市の民宿を2か所確保して宿泊することになりました。風呂や食事もある程度のレベルで可能になりましたので、派遣期間を1週間に延長することにしました。

派遣期間中には特に大きな事故は無く、6月半ばまで続けました。

【短期派遣の職務内容】

Q：派遣職員たちの具体的なお仕事は何でしたか。

A：先ほどお話した、がれき除去や義援物資関係等は行政職員でなくてもできることが多く、一般ボランティアの方々と変わらなかったと思います。

義援金の支給など事務的な業務になると、ボランティアの方よりは慣れている分、役に立てたと思います。

時間が経過すると現地の需要も変わってきますので、それに応じた事務的作業が生じます。具体的には、お金のことや復興計画の策定など重要な任務も任せられました。

【その後の中長期派遣】

Q：その後、人的支援は中長期にシフトし、その役割も変化していきます。

A：県庁の業務が増えていることに加え、被災した市町村でも人手不足となっているので県庁の職員が派遣される事態となり、行政業務がかなりの人手不足となりました。

そのため、県の沿岸広域振興局(釜石)に向けて、東京都の建設局、都市整備局、港湾局の土木系職員を派遣してもらいました。

人的派遣をする場合、まずは宿泊場所を確保しなければならないので、釜石市小佐野の旅館や宮古市のホテルを長期で確保しました。宿泊場所

を探すのは人海戦術で手当たり次第に電話をかけましたが、多くの支援が来ているので、なかなか空きが見つかりません。職員が派遣される前には、確保できた宿泊場所の確認も行いました。派遣職員の宿泊の世話も大きな仕事でした。

7月11日から県庁・復興局への事務職員の派遣を開始し、順次拡大していきました。事務職員の宿泊場所は、県庁から至近の県職員住宅にかなりの空きがあったので、まとめて確保できました。部屋の必要な備品のリストを作成し、本庁から送ってもらったり、入居前のガスの開栓などの事前準備を行いました。

中長期派遣では、技術的な支援の需要が多く、被災状況を把握し、道路や港湾の復旧に技術職員はかなり役立ったと思います。派遣された職員も、自分のスキルを被災地の復旧復興に役立てられたことに一定の満足感を得ていたようです。

【現地事務所の役割】

Q：職員管理を始め、支援事業における県庁との調整等、現地事務所は慌ただしかったと思いますが、業務を成功させるために重要な点は何でしょうか。

A：現地事務所の権能についてですが、事務所だけでは何も決定できません。

受援側と支援側との調整役を担うことが現地事務所の役割であると思いますので、被災地の声は電話で聞くのではなく、直接向かって話を聞き、ニーズを正確に汲み取ることが重要です。

電話やメールなど顔が見えない手段ですと、詳細なニュアンスが伝わらないことがありました。ただし、岩手県は広いので、盛岡から沿岸地域まで2～3時間かかり、1か所あたり、週1回、もしくは2週に1回程度しか回れませんでした。

また、都庁との連絡は、基本的に電話・メール・ファックスですが、都庁へ必要情報を伝達しても、都庁からの回答や、要求物資が来るまでに事務的な調整や手続きに時間がかかって歯がゆい思いをしたこともありました。

これら情報の収集・伝達・発信などの円滑なやりとりは、支援、受援に際して最も重要な要素だと思います。

また、現地事務所に求められる重要な役割は、現地に派遣されている職員を的確にサポートし、被災地の速やかな復興に結び付けていくことです。

【東日本大震災の教訓等】

Q：岩手県事務所から見て、今回の課題、教訓等がありますか。

A：以下の点を指摘します。

① 正確な情報収集について

当初、被災地では電話は途絶し、携帯は繋がらず、何が起きているのか分かりませんでした。避難所や市役所の情報が県庁にうまく届いていない様子でした。何が起きているか、何が求められているのかを把握することが重要であり、そのためには正確な情報の確保は今後に向けて最も大きな問題であります。岩手県は山間部が多いので、そこでは携帯電話の繋がらないことがよくありました。広域の地方では衛星電話等の通信手段を確保すべきです。

また、宿泊場所・ガソリンスタンドの情報収集も支援に際して大きな課題です。

② 義援物資について

義援物資は、被災地の状況を的確に捉えたうえで、物資の中身、量、タイミングや搬出場所等を合致させないと迷惑物資になります。

時間の経過とともに状況も変わってきますので、必要な物資も変わってきます。被災各地の様々な情報を多くの人がアクセスして閲覧できるようなプラットフォーム（掲示板）があれば良いと感じました。

③ 派遣職員の健康管理について

人事部では職員を派遣する前にメンタルヘルスを含めた健康研修を受講させていましたが、人によって精神的に弱い人と強い人がいたり、人の感じ方も多様であります。また、慢性疾患等の持病を持っているか否かによっても変わってきます。緊急時の短期派遣においては、実際問題として、健康管理について、そこまできめ細かく対応できないと思います。精神科医や臨床心理士も一緒に派遣するということもあるかもしれませんが、そこまでは無理だと思います。できる限り健康な人を派遣することで対応するしかないと考えます。

平成26年1月17日

都庁本庁舎にて

元 東京都被災地支援岩手県事務所長

中野透 氏のインタビューより

3 宮城県への支援(インタビュー)

都は、東日本大震災に対応するため、まず宮城県に現地事務所を設置することを決めました。

これを受け、総務局の総務部や人事部は、平成23年3月22日の被災地支援宮城県事務所の設置に向け準備作業を進めました。

本稿では、同事務所の初代所長に宮城県への支援について話を伺います。

【震災直後の経緯】

Q：まず、震災直後の経緯について、お聞かせください。

A：3月19日、都職員数名(当時の道路監、課長等)が車で被災地に乗り込み、各県で情報収集したところ、都として現地での確かな支援をしていくためには、現地のニーズを把握し、都庁へ伝える現地組織が必要だろうということで、現地に事務所をおくことになったと聞いています。

3月22日、午前10時に都庁を出発し、午後3時に仙台市に到着しました。現地事務所として、県庁北側の宮城県自治会館2階の会議室が用意されていました。宿泊場所は準備されてなく、この現地事務所で寝泊まりする想定で準備を行いました。現地事務所の場所は、先遣隊が行った時に、当時の宮城県土木部長だった三浦氏(現在は退職)とやりとりして決めたと聞いています。

【被災地の状況】

Q：宮城事務所は被災3県の中で最も早く開設しましたが、被災地の状況はいかがでしたか。

A：被害のあった沿岸部は知らない土地であり、被災状況の全体像は分かりませんでした。

宮城県庁でも必ずしも完全に情報収集ができているわけではなく、情報をどこから収集すればよいのか分からないので、主体的に行動できませんでした。例えば、災害対策本部の会議などで、遺体が火葬できなくて困っているという情報入手して、初めて現地の状況を見に行くというような、場当たりの対応にならざるを得ませんでした。手さぐりで情報収集する感覚でした。

沿岸地域に派遣されている職員の安否について、4月11日に大きな余震がありましたが、なかなか連絡が繋がらず、イライラすることもありました。(派遣隊の班長から逐次安否の確認メールを入れてもらっていました。)

【被災情報の収集】

Q：震災直後の混乱によりご苦労が多かったと思

いますが、被災地の状況をどのように把握していったのですか。

A：支援するために派遣されている以上は、成果を上げなければなりません、外部から入ってきた人には情報がなかなか手に入りませんでした。「支援します」という態度を明確にアピールする必要があります。実際、現地事務所を立ち上げた後に、チラシを作って県庁の各部署に配布しました。しかし、支援の依頼はなかなか来ませんでした。

県職員も手がいっぱい外部の人に説明している時間もなく、そもそも何をすればよいのかさえ分からない状況でした。例えば、火葬場に関し、県職員は平時から設置許可の事務手続きのことだけに携わっていますので、火葬場を運営することについては何も知らない状況でした。火葬場が被災した、燃料がない、という状況になった時にどうすればよいのか分からない状況でした。

従って、支援側から具体的な支援メニューを提示しなければ、具体的な支援に繋げることは出来ない状態でした。

【支援側の心構え】

Q：お話は分かりますが、具体的にどのように行動したのですか。

A：都としてできることを具体的に示して支援を申し出ました。例えば、何体の遺体を火葬できる、とか、どの分野の職員を何人派遣できるなど、解決策を明確に示して対応しました。その結果、迅速に受け入れられ、対応することができました。

被災地の職員は、何をすればよいのか分からず混乱した状態なので、課題や問題点を提示するだけでは、かえって相手を煩わせてしまいます。支援する側で完結した支援策を構築した上で、話をする必要があります。

【現地事務所の成果】

Q：都は、過去に例を見ない現地事務所を設置し、支援に当たった訳ですが、どのように総括されますか。

A：都以外の他県の支援では、人が短期で入れ替わることが多かったように思います。受援側の立場では、人が変わるとまた最初から話をしなければならず、無駄な時間を割くことになってしまいます。都の場合は現地事務所として長期で人が常駐していましたので、宮城県からは「同じ人と相対できたのはありがたい」という評価をいただきました。

平成26年1月23日
都庁本庁舎にて

元 東京都被災地支援宮城県事務所長
西村泰信 氏のインタビューより

【東日本大震災の教訓等】

Q：宮城事務所から見て、今回の課題、教訓等がありますか。

A：以下の点を指摘したいと考えます。

① 県の災害対策本部では、自県の災害復旧や人命救助などで手いっぱいであり、支援側の調整・割り振り等については、一切関与していませんでした。

全国知事会などで検討していたかもしれませんが、支援側の仕切り役(コーディネーター)を誰がやるのか。国なのか、自治体なのか検討の必要性を感じました。

発災当初は、それぞれで動いて仕方がない面はありますが、ある程度時間がたってきたら、人的派遣をするにしても全国規模で調整する組織が必要です。

今後に備えて、支援側は各部署が別々に支援を行わず、あらかじめ各々の役割分担を決めておく、スムーズな支援ができると思います。

② 被災した子供たちの中には、現地での火災の影響から、火を怖がっている子供もいました。ちょっとした軽はずみな発言や行動が、被災者を傷つけ、トラブルに繋がることもありますので、被災地の言動には十分な注意を払う必要があります。

現地ではどのような状況になっているのかを理解した上で、被災者への配慮について肝に銘じておくことを徹底しなければいけません。せっかくの支援が台無しになってしまいます。

③ 派遣先で寒い思いをしたり、ノロウイルスが疑われる事例、ケガを負うなど、医療的ケアが必要な場面がありました。医師や看護師などの医療スタッフは必要です。被災者のケアに当たっている医療者に見てもらわなければならない。派遣先に行かせるのか、現地事務所におくのかは、その時の状況によると思います。

4 福島県への支援(インタビュー)

都は、岩手県、宮城県及び福島県の各県に、現地事務所を設置することを決めました。

都は、福島県に対し現地事務所開設を申し出るとともに、原子力発電所事故の処理等に当たっている同県を全面的に支援するため、都知事は平成23年3月25日に福島県知事と会談することになります。

総務局の総務部や人事部では、都知事の現地訪問を実現するために東京消防庁のヘリを活用するなど、準備作業を急ピッチで進めました。

本稿では、都知事の視察時の話から、同事務所の初代所長に伺います。

【事務所開設時の状況】

Q：まず、発災直後に赴任した際の状況について、お聞かせください。

A：福島へ出発した3月25日の3日前に内示があり、当日の朝に都庁前を公用車2台で出発しました。段取りは全て人事部や総務部で内々に県と調整されており、私は被災地へ行くだけと聞いていました。出発の当日に、当時の石原都知事が福島県知事と会談し、その中で福島での東京都の現地事務所開設を申し出ることが予定されており、私は、その場に同席しました。その会談の結果、現地事務所開設の快諾を得て、私は福島に残り、現地事務所長として、2名の課長級職員とともに、正式に福島市に駐在することになりました。

現地事務所は、県本庁舎が地震でかなり損傷を受けたため、県の担当者の計らいで、隣接している自治会館内に開設することになりました。当初の開設場所は、県の災害対策本部に隣接する小部屋(倉庫)でした。そこには既に到着していた京都府や長崎県、東北運輸局などが陣取っており、県から貸与されたものは会議用テーブル1台と3人分のパイプ椅子のみでした。開設用に持ち込んだパソコン、コピー機、テレビなどを業務に活用できたのは、開設後1週間ほどしてからでした。

【放射線の問題】

Q：福島県は原子力発電所の事故の影響があり、放射線の問題が心配されましたが、現地事務所の活動にも影響がありましたか。

A：当初、放射線のことは殆ど知識や情報のない状況での赴任だったため、それに対する準備等もなく、不安を感じることもあったことは事実です。現地で長崎県や福井県などの放射能に精通している職員から得た知識や、東電や県災害対策本部の会見の情報を本庁に伝達することで、原発や放射線の情報を共有していきました。

宮城県、岩手県では、沿岸部の瓦礫の片づけなどの支援もありますが、福島県の場合、原発事故の影響で沿岸部である浜通りの住民は中通りや会津地方に避難しており、立ち入り禁止区域等もあって沿岸部の支援ニーズは殆どありませんでした。また、避難所についても既に他の道府県が支援に入っており、東京都の入る余地は無く、当初は支援ニーズの把握に本当に苦労しました。ようやく県内の放射線量測定のための応援職員の派遣について要請を受けましたが、本庁から放射線の問題で職員派遣は難しいとの回答を受けるなど、いくつかの物的支援には対応できたものの、人的支援につなげられない状況がしばらく続きました。

【支援に当たった苦勞】

Q：人的支援が難しいという状況下で、どのように対応したのですか。

A：人的支援の要請を受けたにも拘らず派遣者が決まらないことから、当初は県の信頼を得るためにも、放射線量の測定については、苦肉の策として現地事務所の課長級職員2名に応援に行ってもらいました。また、県を通じて中通りに町ごと避難している浪江町の住民の所在把握のためのパソコン入力に職員を派遣してほしいとの要請を受けましたが、同様に現地事務所の職員で対応しました。とにかく、県との信頼関係を築けなければ、真に必要な支援ニーズは把握できないと必死な思いでした。

その後、しばらくしてから南相馬市からも原発事故で避難している住民の所在把握のためのパソコン入力への支援要請があり、本庁の尽力もあって、はじめて南相馬市への職員派遣が実現しました。

【福島支援のポイント】

Q：福島で支援するに当たって留意したことは何ですか。

A：浪江町、南相馬市のニーズ把握は、県の市町村担当セクションを通じて把握した後、県の許可を得たうえで、各市町に直接連絡を取って具体的な支援内容を確認し、宿泊先など派遣環境を調整して派遣に繋げていきました。派遣職員が不安を感じることがないように、綿密な事前調整が不可欠であるため、県の人事部門及び市町村担当部門とのパイプをしっかりと構築することが重要でした。

派遣職員に対しては、東京の日々の電力供給を福島にはお世話になっているという気持ちを十分に認識してもらうこと、その恩返しの気持ちを抱きながらの支援に出向くということを心がけてもらうよう気を配りました。

避難所運営への支援などは、住民から支援の姿が見えやすいですが、事務作業への支援は、住民からは見えにくい面があります。このため、東京都は現地事務所を設置したのに何の支援もしてくれていないのではという住民の雰囲気を感じることもありました。

そこで、現地事務所としては、様々な支援ニーズへの対応と合わせて、当時の石原都知事に応援メッセージを寄せてもらうなど、東京の福島に対する恩返しの気持ちを県民に伝え、精神的に県民を応援する取組にも力を入れました。

【東日本大震災の教訓等】

Q：福島事務所から見て、今回の支援に当たっての課題、教訓等は何でしょうか。

A：まずは、現地事務所というのは、東京都の出先機関ですが、本庁の「目」や「耳」になることはもちろん、都の代表として「口」も無ければならないと思います。災害対応という非常時においては、余程大きな判断でない限り、その場で判断しなければならない場面もあることから、部長級をトップに据えたことは県の信頼を得るうえでも大きかったと感じました。

さらに、本庁に副知事をトップとする「対策本部」を設け、事務局機能を担う復興支援部で現地の支援ニーズなどの情報を集約・整理・分析して、各局での具体的な支援策の検討を依頼する、というような全庁体制ができ、その体制に現地事務所を組み込むことができたならば、現地事務所としての機能をさらに発揮できたかもしれません。

次に、現地での支援に当たって、県側に受援窓

口があったことは非常に心強く感じました。支援の活動場所の確保をはじめ、支援要請のリストアップ、調整先など担当部署の紹介などのきめ細かい対応ができるか否かで、応援に入った貴重な外部人材が力を十分に発揮できるかに大きく影響すると痛感しました。

最後に、細かなことですが、職員派遣に当たって、被災者や復旧復興等に当たる作業員などもいる中で、派遣職員の宿泊施設の確保が困難な状況でした。

平成26年1月23日

都庁本庁舎にて

元 東京都被災地支援福島県事務所長
早川剛生氏のインタビューより

第2節 現地事務所の設置

1 岩手県事務所

被災地支援岩手県事務所

1 現地事務所設置の経緯・経過

平成23年3月29日、東京都は、被災地の復旧・復興を全面的に支援するため、宮城県、福島県に引き続き、岩手県にも被災地支援事務所を開設することを発表。

同年3月30日、午前9時に都庁から部長級1名、課長級1名が第一陣としてワゴンタクシーで出発。同日午後5時に岩手県庁に到着。直ちにカウンターパートとなる岩手県政策地域部長をはじめ関係者に挨拶を行うとともに、県庁内にスペースを借り、被災地支援岩手県事務所を設置した。

同年4月3日、課長級2名が第二陣として盛岡入り。

同年4月8日、県庁から比較的近い「中ノ橋106ビル」に移転。

2 設置当時の現地事務所の様子

(1) 現地事務所の体制

所長(部長)1名(事務)、課長3名(事務2、土木1)

(2) 現地事務所の状況

事務所は、平成23年3月30日に岩手県庁の政策推進を担当する政策地域部(8階)の西端に、会議用机1個分のスペースを借り、2名体制(部長級1名、課長級1名)でスタートした。パイプ椅子に座り、固定電話もプリンターも無い中からのスタートとなった。目の前のテーブルでは静岡県、近くのテーブルでは関西広域連合が独自の支援活動を開始していた。

当時は、県庁周辺の繁華街の店舗の多くが夜間も照明を落とす中、県庁各階の照明だけが煌々と辺りを照らしていた。ガソリンスタンドには自動車の長蛇の列ができ、コンビニエンスストアには飲食物がなくなっていた。県庁では、隣接する警察署の屋上からヘリが離着陸を繰り返し、庁舎内は職員をはじめ、自衛隊、関係機関、マスコミ等で騒然とした雰囲気にも包まれていた。

同年4月3日に2名が加わり、4名体制になると、執務するスペースが狭くなったため、同年4月8日に県庁から比較的近い「中ノ橋106ビル」に事務所を移転した。



岩手銀行旧本館(手前)と中ノ橋106ビル
(平成23年4月20日)



3 設置直後の活動内容

現地事務所の職員は、現地での正確な情報収集のために、まず、県の政策地域部を通じて、毎日開催される災害対策本部会議へのオブザーバー参加を依頼した。また、名刺を大量に配りながら県庁内の様々な部署や自衛隊関係者等を訪ね、他県の支援事務所とも情報交換を図るとともに、沿岸被災地にも赴きながら被災自治体や避難所が必要としている物資等の情報を入手するなど、真に必要な支援策を見極め、現地の声として速やかに本庁に報告した。

また、平成23年5月16日には、陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、宮古市などの各沿岸被災地に比較的近い遠野市の被災地後方支援本部内に連絡所を設置し、現場の情報・ニーズを迅速に汲み上げるとともに、陸前高田市に派遣した都職員に対する支援を行った。

4 その他

当時の現地事務所職員の胸に常にあったことは「被災地の正しい情報を入手する必要がある」「情報を入手して課題を見つけるだけでは被災地の負担を増やすばかりである。課題を見つけたら指摘するだけでなく、何らかの方法で支援するという完結型の対応をする」ということであった。

そのため、県庁や被災地にできるだけ足を運んで生の情報を収集し、必要な物資や人的支援等に関する具体的なニーズを話していただくように努めるとともに、本庁とも連携し、押し付けにならないよう、少しずつ都として提供可能な物資や人的支援に関する情報提供を行った。

当時は「生きた情報」が何よりも重要であったため、与えられた公用の携帯電話は24時間肌身離さないのはもちろんのこと、情報収集のため、ノートパソコンも住居に毎日持ち帰っていた。



岩手県知事の現地事務所表敬訪問
(平成23年6月30日)

2 宮城県事務所

被災地支援宮城県事務所

1 現地事務所設置の経緯・経過

(1) 宮城県庁への最初の接触

平成23年3月18日、先遣隊として東京都から建設局道路監及び建設局河川部改修課長が宮城県庁を訪問。宮城県企画部長、土木部都市住宅局長、土地開発公社理事長等から情報収集を行った。この中で、人的支援の受け入れについて、水道や下水道関連は今すぐにも希望、道路・河川・海岸については時期は未定だがいずれ受け入れたいとの意向を確認した。ただし、この時点では人数等規模は県でも把握できていなかった。

都としては、必要な時期に必要な人数、業務に適合する人材を送り込むため、現地に常駐して継続的に県と情報交換する連絡員の設置が必要と判断した。都との連絡に県庁内の防災無線を使わせてもらうことを想定し、土地開発公社理事長の調整で、県庁近傍で土地開発公社が所在する県自治会館の会議室を利用できることとなった。

(2) 現地事務所の設置

平成23年3月22日、午前10時、職員3名が都庁に集合。パソコン1台、ノート・筆記用具・ファイルなどのほか、毛布、レトルトカレーやカップ麺などの食糧、洋服や下着、医薬品、懐中電灯などを積み込み、建設局の庁有車で仙台へ向け出発した。

東北自動車道は、福島県に入る頃から路面損壊が目立つようになり車はバウンドを繰り返した。現地では給油所が限られているとの情報があったため、東北自動車道のパーキングエリアで3回給油し、被災地での活動に余力を残した。

午後3時頃、勤務場所となる宮城県自治会館に到着した。建物の壁はあちこちに亀裂が走り、剥がれ落ちていた。執務室となる2階の会議室に入ると備品等はなく、燃料不足のため暖房の止まった室内は寒々としていた。まずは、執務できる環境を整える必要があったため、会議用の机や椅子を並び変えた。また、本庁との連絡が速やかに行えるよう、無線LANにより電子メールの送受信ができるようにした。これにより、都で最初の現地事務所が動き出した。

2 設置当時の現地事務所の様子

(1) 現地事務所の体制

所長(部長)1名(事務)、課長3名(事務、土木、医師)

(2) 現地の状況等

当初、現地事務所内で寝袋を使って寝泊りする予定だったが、設置当日に近くのカプセルホテルを確保できた。しかし、市内全域で都市ガスが使えないため、入浴は出来ない状況であった。

食糧の確保にも不安があった。全てのコンビニエンスストア、ほとんどの飲食店が休業していた。そのため、カップラーメンやレトルト食品など、都庁から持参した食糧がいつ無くなるのかという懸念があった。随時、都庁から食糧が補給されたため支障はなかったが、毎日、加工食品ばかり食べる生活となった。

通信手段にも課題があった。当時の事務所には固定電話はなく、携帯電話が貸与されていた。しかし、現地の通信状態が非常に悪く、本庁との連絡が途切れることが多かった。

3 設置直後の活動内容

(1) 支援ニーズの把握に向けた活動の開始

設置後、最初に向かったのは、県庁の災害対策本部であった。災害対策本部は、2階の広い講堂内に設置されており、県庁職員に加え、自衛隊、海上保安庁、消防庁などにより運営されていた。各デスクでは電話が鳴り響き、人の動きも多く騒然としていた。

震災直後から毎日2回、災害対策本部会議が開催されており、早速、午後6時からの本部会議に参加した。多くの報道機関が傍聴し、緊迫した雰囲気の中、各部長から本部長の知事に、被災・復旧状況等についての報告が行われた。甚大な被害の報告に焦りを感じながらも、これからの支援に向けて貴重な情報を得ることができた。

初日を振り返り、これから効果的な支援につなげていくためには、「東京都がここにいる」という存在感を積極的にPRしていくことが重要という結論に至った。3月22日には、災害対策本部での発言の了

解を得て、現地事務所開設の周知を行うと共に、庁内への周知を宮城県総務部人事課に依頼した。

また、併せて、県政記者会にも周知を図った。

(2) 医療物資の搬送

平成23年4月に入ると、未だに電気・水道などが復旧しない地域にある避難所の衛生状態に心配が出てきた。テレビでも避難者が「トイレに行っても手も洗えず不衛生」などと訴える姿が放映されていた。そこで、都から除菌抗菌スプレー剤を水道復旧の見込みが立たない南三陸町に送ることを考えた。

同年4月4日、県保健福祉部医療整備課に相談に行ったところ、県庁内でも避難所の衛生状態は問題になっており、手指消毒薬は県の備蓄倉庫に大量にあるものの、実際に隔々の避難所まで届ける手段も人手もないとのことだった。そこで都の支援を申し入れ、県が仙台市内の倉庫から手指消毒薬のボトル1,000本を町内まで輸送し、そこからは都職員が人海戦術で都から送る除菌抗菌スプレー剤とともに各避難所に配達する計画を立てた。実際にどの避難所に何本ずつ配布するかは、県の医療対策本部会議で面識のあった公立志津川病院医師で県災害医療コーディネーター・南三陸町医療統括本部長と連絡を取り、搬送当日に現地で調整して決めることとした。一般の物資輸送手段がないため、都福祉保健局医療政策部で購入した除菌抗菌スプレー剤50箱は、南三陸町への都短期派遣職員を乗せたバスでいっしょに運んでもらうこととした。そのため、搬送日はそのバスが南三陸町に到着する同年4月6日とし、それまでに県からも南三陸町に県の車両で手指消毒薬を輸送しておいてもらうこととした。

同年4月6日未明、事務所を車で出発。早朝に南三陸町立志津川中学校で都からのバスと合流し、除菌抗菌スプレー剤を受け取った。そこで到着したばかりの福祉保健局からの短期派遣職員2名も応援として借り受け、まずは南三陸町役場仮庁舎・医療統括本部・救援物資集積所等がある「南三陸町ベイサイドアリーナ」にスプレー剤を運び込んだ。県からの手指消毒薬も到着していた。そして医療統括本部で西澤医師に指示を受け、車1台、3人で搬送を開始した。100人以上の避難者がいて医療救護班が常駐する大きな避難所を町内全域で8ヵ所選定、そこに物資を搬送し、多数ある小さな避難所には、医療救護班の巡回時にその8ヵ所から物資を持参して配布し使用方法の指導等もしてもらうという作戦だった。物資を車に積めるだけ積むと、地図を頼りに避難所を探して配達して回った。積んだ物資がなくなるとまたベイサイドアリーナに戻って再び配達に回るということを繰り返した。町内は津波による通行

止め、迂回路、仮橋、交互通行などが多く、なかなか目的地に辿り着けないこともあった。随所で災害復旧車両による渋滞も発生しており、丸一日がかりの作業となった。

4 職員派遣などで得た教訓

(1) 支援メニューを具体的に打ち出すこと

今回の被災地支援で得られた教訓は、支援する側から具体的な支援策を提示しないと、うまく支援に結び付かないということである。例えば、職員派遣についても「いつからいつまで、どのような職種を〇名出せます。」などとより具体的なプランを提案しなければ、被災自治体への支援にはつながらない。火葬協力についても、具体的な受入態勢を作りそれを提示しなければ、今回の支援にはつながらなかった。被災自治体は混乱しているとの認識のもと、より具体的な支援策を提案していくことが求められる。

(2) 被災自治体の立場でサポートすること

支援を求める被災市町も混乱のため、業務内容を具体的に説明できないことがあった。また、電子メールが使えないことも多く、口頭でのやりとりが中心であった。都の担当部署に分かりやすく業務を説明できないと、より適切に遂行できる職員を募ることができない。被災市町との情報交換を緊密に行うとともに、先方の意図をくんで、業務内容を整理するなどして都につなぎ、適切にマッチングさせる必要がある。

(3) 派遣職員の宿舎を都自ら確保すること

平成23年4月頃は、沿岸部のホテル・旅館の大半が被災して利用できないため、やむを得ず、派遣職員が避難所の一角を宿舎として使わざるを得ない場合もあった。

また、被災市町を通じて、内陸部の行政施設や利用可能な民間施設を紹介してもらうことで、宿舎を確保できた。しかし、今後は被災自治体の負担とならないよう、都自ら確保していくことが望ましい。

(4) より現場に近い所で派遣職員のサポートを行うこと

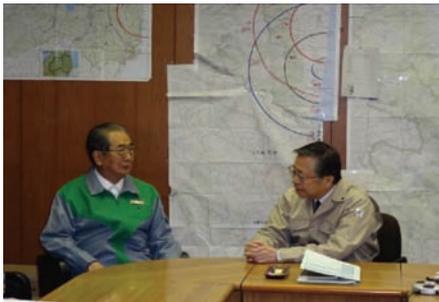
派遣職員の中には、作業中に釘を踏みけがをする者や、ノロウイルス感染症が疑われる吐き気、インフルエンザ疑いによる高熱などにより業務続行が不可能になる者もいた。私達は、その都度、職員の救護に向かったが、仙台から現場に到着するまで3時間以上を要することもあった。現地事務所に加え、より現場に近いところに派遣職員の支援拠点を設けることも考慮すべきである。

3 福島県事務所

被災地支援福島県事務所

1 現地事務所設置の経緯・経過

平成23年3月25日の早朝、石原都知事(当時)が佐藤福島県知事(当時)と会談するため、福島に向けて出発した。この会談の中で、福島県に対し都の現地事務所開設を要請することになっていたため、これに合わせ、開設が決まった場合に現地事務所への赴任を告げられていた職員も福島へ出発した。福島県知事から事務所開設の快諾を得た後、都知事や同行者が東京に戻る中、当該職員は福島にそのまま残り、現地事務所の職員として正式に駐在することになった。



福島県知事との会談の様子(平成23年3月25日)

2 設置当時の現地事務所の様子

(1) 現地事務所の体制

所長(部長)1名(事務)、課長2名(事務)

(2) 現地事務所の状況

現地事務所の場所は、県の東庁舎が地震の影響で使用できなくなるなど、県の庁舎内は危険との判断があったため、隣接している自治会館の3階の部屋を紹介された。そこには既に関西広域連合の京都府や滋賀県、東北運輸局などが詰めており、支援活動の拠点としていた。会議用テーブル、人数分の椅子は県が用意してくれたが、ほとんど準備がないままでの事務所の開設であり、執務環境としては決して十分とは言えなかったが、全員が手探りの状態で職務に取り組む中、同じ部屋に駐在している職員同士で自然と交流を深めていった。

また、災害対策本部が同じ階にあり、不定期に行われる様々な記者会見の様子を傍聴することができ、情報収集には好都合であった。(平成23年4月1日から6階の会議室に移動。平成24年4月から更に8階に移動。)



現地事務所の様子(東京都は左奥)

3 設置直後の活動内容

福島県の場合、原発事故の影響で沿岸部浜通りの住民は中通りや会津地方に避難しており、立ち入り禁止区域等もあって沿岸部からの支援要請はほとんど無い状況であった。

また、避難所の運営に関しては既に他の道府県が支援に入っていたため、都が入り込む余地はほとんど無かった。そのため、現地事務所としては、県の人事部門及び市町村部門との連携を密にし、被災市町村の支援ニーズの掘り起こしに尽力した。

ようやく、学校等で実施する放射線量の測定や浪江町避難者の所在確認を行う人的支援の要請を受けたものの、本庁との調整で高い放射線量の中での一般職員派遣は難しいとして、対応ができないというケースもあった。

また、当初は、県との信頼関係を壊さないよう、現地事務所の職員が現場に出て、放射線量の測定を実施したり、パソコンで避難者のリストを作成することもあった。

その後、南相馬市からも原発事故で避難している住民の所在把握の要請があり、初めて正式に南相馬市へ一般職員を派遣することとなった。

4 その他

現地事務所としては日ごろの電力の供給における恩返しの心意気を示すことに尽力し、石原知事にメッセージを発してもらうなど、多様な場面で住民への精神的な支えになれるような取組を行うことができた。

第3節 現地事務所の活動

1 岩手県事務所

被災自治体への職員の短期派遣(平成23年度)

被災地支援岩手県事務所

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

発災直後の平成23年3月14日からは、福祉保健局及び病院経営本部が被災者の救護のため、陸前高田市に医師や薬剤師からなる「医療救護班」、同年3月23日からは「こころのケアチーム」の派遣を既に開始していた。

陸前高田市では、市民の1割近くが死亡や行方不明となり、市役所庁舎も被災したことで行政機能が大打撃を受けたため、混乱が続き、復旧に向けた第一歩となる物資の運搬や罹災証明の発行すらままならない状況が続いていた。

(2) 経緯・取組

こうした状況のなか、現地事務所は、岩手県内の

被災市町村に対して直接的な都職員による支援が可能である旨をカウンターパートである県の政策推進室に伝えたところ、早速、小学校再開に向けたがれきの片づけや救援物資の仕分け等の業務ニーズが山積していた陸前高田市に対する派遣要請があり、4月7日から同市に対する直接的な支援を開始した。

2 目的・内容

(1) 目的

市の要望を受け、学校再開のためのがれき処理、救援物資の搬入・搬出、罹災・被災証明書の発行事務、義援金事務など様々な業務に従事するため、短期のローテーションを組み、職員を市に派遣した。

(2) 内容

下表のとおり

	派遣期間	派遣人数	主な業務内容
第1陣	平成23年4月7日から10日まで	30名	小中学校の清掃、がれきの撤去、倉庫整理、本部・小中学校等における救援物資の仕分け・搬入搬出に従事(写真1)
第2陣	同年4月10日から14日まで	30名	第2陣と同様 (途中から個人物資支援者データベースの作成に従事)
第3陣	同年4月14日から18日まで	30名	第3陣と同様の業務に従事(通学路確保清掃を開始)
第4陣	同年4月18日から22日まで	30名	
第5陣	同年4月22日から26日まで	30名	
第6陣	同年4月26日から30日まで	30名	
第7陣	同年4月30日から5月4日まで	30名	本部・東部配送センター・小中学校・仮設住宅における物資の仕分け・搬入搬出、り災・被災証明発行、データベース作成に従事(写真2)(写真3)
第8陣	同年5月4日から8日まで	30名	
第9陣	同年5月8日から12日まで	30名	
第10陣	同年5月10日から16日まで	30名	本部・東部配送センター・小中学校・仮設住宅における支援物資の仕分け・搬入搬出に従事、義援金の手続きに関する説明会を受講
第11陣	同年5月16日から20日まで	20名	
第12陣	同年5月20日から24日まで	20名	
第13陣	同年5月24日から31日まで	20名	本部・東部配送センター・小中学校・仮設住宅における支援物資の仕分け・搬入搬出、仮設住宅への物資配布、義援金事務に従事
第14陣	同年5月31日から6月7日まで	10名	
第15陣	同年6月7日から6月14日まで	10名	
第16陣	同年6月14日から6月21日まで	10名	第15陣と同様 (義援金支給業務従事者のうち2名が窓口業務を支援)
第17陣	同年6月21日から6月29日まで	10名	
第18陣	同年6月29日から7月5日まで	10名	第17陣と同様の業務に従事 (窓口業務支援者のうち1名がり災・被災証明発行業務を支援)
第19陣	同年7月5日から7月13日まで	5名	義援金支給業務、り災・被災証明発行業務に従事



(写真1)高田小におけるがれきの撤去(4月14日)



(写真2)災対本部における物資の運搬(5月12日)



(写真3)り災・被災証明発行(5月12日)

3 実績・成果

(1) 実績

平成23年7月13日に第19陣の派遣を終了するまで、合計支援日数98日、合計支援人員は415名、延べ支援人員は1,925人にのぼった。

(2) 成果

学校清掃により同年4月下旬には市内の小中学校が再開にこぎつけることができ、災害対策本部と物資集積拠点における救援物資の円滑な搬入・搬出にも貢献をした。さらに、遅れていた被災証明の発行や義援金支給業務の支援についても、市の業務を支えた。

4 事業実施にあたっての課題等

発災から間もない時期であり、刻々と状況やニーズが変化する状況の中で、短期間で職員が交代していく状況にあっては、業務の引継が大きな課題であった。り災証明書の発行業務においてパソコン操作マニュアルや被災者からの質問を取りまとめた「Q&A」を作成し、それを後陣に引き継いだり、次陣

への引継に当たっては、業務に従事する現地まで赴いて実際にパソコンを操作しながら行うなど、各派遣職員による努力と工夫により、大きな混乱なく業務の継続性を保つことができた。このことは、被災自治体の職員に対して、応援職員への対応で負担をかけないという点でも大きな意義があった。

5 その他

陸前高田市には宿泊所を確保することが困難であったため、派遣職員は県の大船渡合同庁舎の3階を借りて自炊し、寝袋で生活する日々が続いた。その後、季節は夏に移り変わり、寝袋生活が厳しくなってきたため、現地事務所で宿泊施設を探し、第11陣からは遠野市(陸前高田市から車で1時間程度)の民宿を2部屋確保して宿泊することになった。風呂や食事もある程度のレベルで可能になってきたため、第13陣からは派遣期間を1週間に延長した。

被災自治体への支援物資の提供(平成23年度)

被災地支援岩手県事務所

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

今回の震災では、内閣府緊急災害対策本部の要請により震災が発生した翌日の平成23年3月12日には、トラック、内航、通運、航空による「緊急支援物資輸送」が開始された。

岩手県は、同年3月14日、約3,600㎡の吹き抜けのアリーナを有する展示場施設である岩手産業文化センター「アピオ」(写真1)を第一次物資集積所として指定し、さらに、救援物資の受け入れ、仕分け等に関する作業を岩手県トラック協会に委託した。



(写真1)「アピオ」(平成23年4月30日)

物資の受け入れは比較的順調に進んだが、当初、避難所への物資供給は困難を極めた。当初、被災地では、食料、水、ガソリン、調味料、ティッシュ、医薬品、下着、生理用品、幼児用ミルクなどが不足した。避難所の食事は大抵は1日2食であり、主食は主におにぎり、副食は炊き出し次第という状況が続いた。

物資供給が円滑に行われなかった理由として、県が指定した避難所の数は、最も多い同年3月19日時点で399箇所及び、指定避難所以外に避難した者や、自宅に避難した者も多数存在したため、県や市町村が避難所の数、各避難所の避難者数、自宅避難者の実態等を正確に把握するのに時間を要したことなどがあげられる。

また、被災自治体への支援物資の供給は、県を通じて行われる体制であったが、沿岸部のニーズに応えるための人員を置くことが難しく、加えて沿岸市町村自体も被災したために、避難所の物資ニーズに

関する情報の収集、把握が遅れたことも影響した。

そのため、陸前高田市をはじめ多くの市町村では、被災自治体に代わって自衛隊が、物資供給を長期にわたって担うことになった。災害時においては、できるだけ被災地に近いところで物資のニーズを集約しつつ、迅速に提供することが効果的であるため、岩手県では避難所等の物資ニーズの集約から物資の搬送まで自衛隊に多くを頼っていた。

なお、岩手県では震災が発生した直後から第9師団(青森)、第2師団(旭川)、第4施設団(京都府大久保)を中心に活動を開始し、陸上と航空自衛隊延べ61万人以上が、人命救助やがれき撤去をはじめ、各避難所の物資のニーズの把握及び物資の運搬、給水支援、給食支援、燃料提供などを行っている。

岩手県では物資の受け入れの効率化を図るため、「個人」からの義援物資については、「保健福祉部地域福祉課」が窓口になり(5月中旬頃からは新たに設立された民間中間支援団体「SAVE IWATE」が窓口になる。)、 「企業、団体及び他自治体」からの義援物資は「環境生活部県民くらしの安全課」が窓口になった。

(2) 経緯・取組

こうした状況の中、都は、「県民くらしの安全課」と連携し、福祉保健局の「提供可能物資一覧表」を提供するなど、県のニーズを踏まえつつ、迅速に緊急支援物資を提供する体制を整備した。

また、自衛隊第9師団からは、日々、県に報告する「避難所不足物資一覧」を岩手県事務所にも送付してもらおうこととし、被災地支援ニーズを把握しつつ、物資の提供を開始した。

2 目的・内容

(1) 目的

都は、震災直後の被災地のニーズを踏まえ、緊急支援物資の提供を行うとともに、復旧後期及び復興期には、被災自治体のニーズに合わせた物資の提供を行った。

(2)内容

ア 緊急支援物資の提供

(ア) 飲食料・衛生用品等の提供

発災直後から平成23年6月頃までに、アルファ化米（乾燥米飯）、クラッカー、肌着、飲料水、おむつ、粉ミルク、紙食器類、哺乳瓶、衛生用品、洗剤、ビニール袋、アルミホイル等を提供した。

(イ) 避難所冷蔵庫の提供

「冷蔵庫が避難所にないため、食品が保存できない」という深刻な避難所のニーズを踏まえ、自衛隊から県を通じて要請があり、都は、釜石市、大船渡市の避難所に冷蔵庫20台を提供した。

(ウ) 簡易風呂ハウスの提供

福祉保健局が所有する簡易風呂ハウスを宮古市、大槌町に提供した。宮古市には台東区経由で1張（同年3月）、大槌町には県からの要請に基づき2張（同年7月）を提供した（写真2）。

イ 復旧後期・復興期における支援物資の提供

(ア) 選挙用資材の提供

陸前高田市と釜石市では、同年9月11日に岩手県議会議員選挙、同知事選挙、市議会議員選挙を実施する予定であったが、選挙資器材が流失したため、都道府県選挙管理委員会連合会を經由して都選管に対し支援要請があった。都選管から都内区市町村選管に対して呼びかけを行った結果、提供が可能とされた選挙器材（投票箱、投票記載台、投票用紙交付機、長机等）を都選管職員及び現地事務所職員が現地に搬送・提供した（同年8月19日及び8月31日）。

(イ) 車両の提供

建設局から提供のあった道路パトロール車を宮古市、釜石市、大船渡市に提供したほか、宮古市に水道局車両3台、下水道局車両3台を提供した（写真3）。



(写真2) 大槌町の簡易風呂ハウス（平成23年7月24日）



(写真3) 道路パトロール車・水道局車両（平成23年9月）

(ウ)ゲル(モンゴル式テント)の提供

モンゴル国ゾリグ財団法人から被災地への支援物資として、ゲル(モンゴル式テント)2張の提供申し出があったため、県を通じて大槌町に提供した。大槌町は図書室、集会室等として活用した(写真4)。

(エ)自転車の提供

放置自転車(整備済)を県立高田高校に50台提供した。東京都トラック協会が、多摩市の保管所から県立高田高校までの搬送を行った。

(オ)作業着の提供

中国の支援団体から作業着の支援の申し出があり、洋野町に500着、岩泉町に245着、宮古市に800着、釜石市に300着、大船渡市に200着提供した。

(カ)都営バス車両の提供

都営バスを20台譲渡した。6月に第一弾として1台を岩手県交通に無償譲渡した。交通局は、自動車窒素酸化物(NO_x)・粒子状物質(PM)法の規制を受ける平成10年度に購入したバスを提供した。(写真5)



(写真4)大槌町のゲル(平成23年6月4日)



(写真5)都営バス車両(平成23年6月20日)

3 実績・成果

(1) 実績

支援内容	実施局	支援物資
救援物資の搬送	福祉保健局、水道局、港湾局及び病院経営本部	毛布、アルファ化米、クラッカー 飲料水、肌着、哺乳瓶及びマスク
救援物資・義援物資の受付	福祉保健局	(東京都庁、京浜トラックターミナルで 救援物資、義援物資を受付)
義援物資の搬出	福祉保健局	赤ちゃん用品、介護用品、生活用品 簡易トイレ及び充電式ラジオ
車両等の譲渡	東京消防庁、建設局、交通局 水道局及び下水道局	ポンプ車、資機材(チェーンソー等) 都営バス車両及び一般車両
選挙支援物品の搬送	選挙管理委員会事務局	投票箱、投票記載台、投票用紙計数機 投票用紙交付機及び点字器

(2) 成果

都は、震災直後の被災地のニーズを踏まえ、緊急支援物資の提供を行うとともに、復旧後期及び復興期には、被災自治体のニーズに合わせた物資の提供を行うことで、被災地の復旧・復興を後押しすることができた。

個人の提供物資)のマッチングを迅速に行える各団体、個人を結ぶ広域的な情報共有の仕組み(発災直後から運用可能なもの)を整備すること

4 事業実施に当たっての課題等

被災自治体への支援物資の提供に当たっては、以下の点に留意し、被災者のニーズを的確に踏まえたきめ細かい物資手配と配送方法を整備する必要がある。

- (1) 被災地における救援物資の第一次集積所、第二次集積所の早期設置を図ること
- (2) 現場のニーズの変化を考慮して物資を適切に受け入れること
- (3) 官民(行政と物流業者等)が連携して物資の受け入れ、仕分け又は荷捌きを行うなど物流の効率化を図ること
- (4) タイムリーに物資数量を把握できる在庫管理手法を整備すること
- (5) 民間と連携し、第一次集積所から区市町村の第二次集積所、第二次集積所から末端の避難所に迅速・円滑に物資を配分する輸送体制を整備しておくこと
- (6) 区市町村自体の被災も考慮し、自衛隊のみならず、企業やNPO団体等と連携した被災地のニーズ把握のための情報収集システムを整備すること
- (7) 提供可能な物資を早期に被災地に提示し、迅速な物資提供に結びつけるため、インターネット等を活用し、被災地の物資ニーズと支援物資(各自治体・社会福祉協議会、企業、ボランティア及

5 その他

物資の支援を行っていく上で苦労したのは、支援自治体が支援可能な物資と受援自治体が望む物資のマッチングが難しいということである。

発災当初は現場自治体の被災により、市町村自体が各避難所のニーズを十分に把握できず、また、そのことにより市町村から県に支援要請に関する情報が伝わらず、県も支援が可能な他自治体側に、明確な要請ができないという状況が続いた。

次第に、自衛隊が避難所ニーズを把握し、県に報告、県が他県に要請というスキームが整備されたが、発災後1～2か月は、被災地の物資ニーズを的確に把握できず、またニーズを把握しても物資を迅速に提供できないといった状況はなかなか改善されなかった。

被災地の需要に応じた職員の派遣(平成24年度)

被災地支援岩手県事務所 被災地支援宮城県事務所

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

平成23年3月11日の東日本大震災発生後は、道路や橋梁の応急復旧業務のため多くの職員が派遣されたが、平成24年度になると道路、橋梁、防潮堤、港湾などの社会インフラ施設の応急復旧から復興の時期に移り、復興事業の推進を図るために必要な事業用地を確保することへの緊急性、重要性が増してきた。

(2) 経緯・取組

被災地支援岩手県事務所及び被災地支援宮城県事務所は、岩手県及び宮城県の復興事業に対する動きや現状課題把握(ニーズの把握)のため、各県庁との意見交換、地元新聞からの情報収集等を行った。

その結果、事業の実施に欠くことのできない事業用地について、明治時代から登記簿の名義人が変更されていない、多数の共有者がいる、権利者が被災して亡くなっている、そして遠方に避難しているなど、多くの課題があることが分かった。

早期の事業用地の確保が求められている中で、土地に対するさまざまな課題があることから、用地取得職員が不足することを確認した。

2 目的・内容

(1) 目的

都の用地取得職員を派遣して事業の進捗に貢献するとともに、都が同職員を派遣することにより、他自治体からの用地取得職員派遣を促すことを期待した。派遣先として、岩手県及び宮城県を想定した。

(2) 内容

岩手県県土整備部及び宮城県総務部に対し、用地取得職員の不足が見込まれる状況の確認を行うとともに、職員を派遣した場合に従事することになる業務内容について確認を行った。

特に業務内容については、派遣職員が業務に馴染めないとメンタルヘルスの問題も発生する可能性があるため、何度も確認し調整を行った。

3 実績・成果

(1) 実績

県庁からの要望及び県庁の出先事務所に派遣されている土木職員からのヒアリングを踏まえた現地事務所の意見を、本庁に報告した。

その結果、都庁内の派遣職員の公募において、用地取得職員を公募することになった。

(2) 成果

職員公募において、用地取得経験者や不動産関連業務経験者を集めることができ、岩手県及び宮城県に平成25年度より用地取得職員を派遣することができた。

4 事業実施に当たっての課題等

被災自治体に派遣されている職員がメンタルヘルスに不調を来すケースがあるため、特に、用地取得業務は、困難を伴うことが多いので、職員の業務経験や人柄・性格を把握して派遣することに注意を払った。

5 その他

県庁のニーズに応じて職員を派遣できたことにより、各県の復興に寄与するとともに、県庁との信頼関係がますます強まったと実感した。

派遣職員へのメンタルヘルス講習会(平成25年度)

被災地支援岩手県事務所

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

岩手県及び県内市町村には、全国の自治体から多くの応援職員が派遣され、復興事業の最前線で日々業務に当たっていた。復興事業が本格化する中で、こうした職員の勤務状況も厳しさを増してきており、平成25年1月には、兵庫県宝塚市から大槌町に派遣されている技術系の男性職員(45歳)が宿舎で自ら命を絶つ事故が発生した。

今後、復興事業が本格化する中で、職員の勤務状況がますます厳しさを増すことが予想され、派遣職員のメンタルケアが重要な課題となっていた。

(2) 経緯・取組

こうした状況のなか、岩手県では、応援職員に対するメンタルヘルス研修を実施しているところであるが、派遣元である東京都としても、派遣職員に対するメンタルヘルス研修を独自に行うことが必要と判断し、研修の実施を決定した。

2 目的・内容

(1) 目的

東京都は、被災地への自治体派遣職員のこころの健康・増進等を図るため、「ストレスと上手につき合うために」と題するメンタルヘルス講習会を実施した。

(2) 内容

下表のとおり

平成25年12月4日に実施した「メンタルヘルス講習会」では、東京都職員共済組合事務局の精神保健相談員が講師となり、「メンタルヘルスの現状」、「メ

ンタルヘルスの基礎知識」、「ストレスサインへの気づき」、「こころの病気」、「ストレスへの対処法」及び「リラクゼーション」について、有意義な講義が行われた。特に「ストレスサインへの気づき」では、ストレスサインを身体面、行動面及び精神面に分けて例示があり、そのサインを知ることが対処の観点から重要であるとの説明があった。引き続き行われたストレスチェックでは受講生全員が真剣な表情で自分のストレス状態の判定を行っていた。その後、特に災害派遣職員が抱えやすいストレスとその対処法についての説明があり、ストレスのバリエーションを増やしておくことなどの重要性が強調された。

同年12月5日に実施した「意見交換会」では、日常業務を中心に意見交換が行われ、普段は盛岡と釜石に分かれている職員相互が仕事の状況や近況の報告などを行った。意見交換に先立ち、岩手県復興局へ派遣している職員による県の復興事業の全体像についての説明があり、これにより、受講生全員の共通認識を醸成することができ、後の意見交換も有意義なものとなった。



グループに分かれて熱心に討議

期日	時間	研修名	実施内容
平成25年 12月4日	13:30から 16:30まで	メンタルヘルス講習会	メンタルヘルスの現状やストレスの対処法などに関する講義
同年 12月5日	9:15から 12:00まで	意見交換会	メンタルヘルスや日常業務に関する受講生同士の意見交換

3 実績・成果

(1) 実績

東京都から岩手県への自治法派遣職員14名全員及び現地事務所職員2名が受講した。

(2) 成果

受講生全員がストレス対処法などを学ぶことにより、慣れない環境での業務からくるストレスとうまく向き合うことができるようになったことに加え、岩手県への派遣職員の場合は、盛岡の本庁と釜石の沿岸広域振興局とに分かれて復興事業に従事しているため、日ごろ交流を図ることが非常に困難であり、こうした派遣職員同士の交流の場としても非常に意義のある講習会であった。本庁に勤務する職員からは、現場がどのように動いているのか、現場ならではの復興の課題などについて生の声を聞くことができ、非常に有意義であったとの声が多く寄せられた。また、沿岸振興局に勤務する職員からは、復興事業の全体像、県事業だけでなく市町村事業も含めた県内全域の復興の進捗状況などについて聞くことができ、非常に有意義であったとの声が多く寄せられた。

4 事業実施に当たっての課題等

(1) 課題

岩手県では前述のとおり、派遣職員が盛岡と釜石とに分かれて勤務しているため、本講習会のように、全員が一堂に会する講習会を実施するためには、旅費の負担について、派遣元の各局に理解を求める必要がある。派遣先である岩手県もメンタルヘルスの講習会を行う中で、派遣元の都としても同様の講習会を実施することの意義を明確にすることが重要である。

(2) 今後の展望

今後、復興が本格化する中で、派遣職員の業務量はますます増大することが予想され、岩手県が実施する講習会に加え、都としても本講習会を継続的に実施し、二重三重のメンタルヘルスクエア対策を講じていく必要がある。

5 その他

本講習会については、受講生の負担を考慮し、盛岡及び釜石の2か所で開催することが現実的であったが、かねてより、派遣職員から盛岡の本庁と釜石の沿岸振興局との相互の交流の場を持ちたいとの声があがっており、こうした声を踏まえ、本講習会の開催をそのような交流の場としても活用することとした。

2 宮城県事務所

被災自治体への職員の短期派遣(平成23年度)

被災地支援宮城県事務所

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

沿岸地域の市町では、地震の後の大津波で庁舎を流失したり、職員が亡くなったりして行政が機能不全に陥っていた。そうした中、り災証明書の発行など、震災により生じた膨大な業務を処理する必要性に迫られていた。

被災市町の行政機能を支援するための職員派遣については、既に全国知事会を通じた派遣の枠組みがあり、県庁が被災市町から、業務ごとの必要人数を取りまとめていた。しかし、このルートではまだまだニーズに応えきれていないのが現実であった。

被災市町では、発災直後から、避難所を巡回して

保健衛生の指導や避難者の健康調査を行う保健師のニーズが高かった。急性期が一段落した発災1か月後ぐらいからは、避難所巡回に加えて、全戸訪問して避難状況や健康状態等の調査を実施するための保健師ニーズが高まった。一方全国から派遣される応援保健師はしだいに数が減っていき、被災地での保健師の不足が顕著になっていった。保健師の派遣要請は厚労省が集約し、派遣可能自治体から被災市町に配分することになっていたものの、実際は自治体同士の交渉で派遣決定した情報を、県が厚労省に事後報告するという形になっていた。現地事務所に被災自治体から直接派遣依頼がなされることも多かった。

(2) 経緯・取組

都の人事部と調整し、具体的に70人の事務職員を活用してほしい、と区市町村課に打診したところ、南三陸町のり災証明書発行や避難所運営で50人、石巻市のり災証明書発行で20人の派遣要請を受けた。支援にあたっては、体育館の中や福祉施設内での生活となるとのことであったため、寝袋、食糧等を持参し、5泊6日(うち車中1泊)の短期派遣による支援を行うこととした。

また平成25年4月初旬、都福祉保健局から「宮城県ではどこに保健師派遣のニーズがあるか。」という問い合わせがあった。県保健福祉部に行きニーズを聞いたところ、「被害が最もひどい石巻市の支援をお願いしたい。特に全戸訪問を行う予定の石巻市河南総合支所に派遣をお願いしたい。」ということだった。福祉保健局にその旨を伝え、同年4月24日から保健師チーム(保健師2名+事務1名)の派遣が開始された。

2 目的・内容

(1) 目的

事務職員の短期派遣により避難所運営、り災証明書発行等の人的支援を行う。

保健師の短期派遣により、全戸訪問等の人的支援を行う。

(2) 内容

平成23年4月2日の14時30分、短期派遣の第1陣が都庁からバス2台で県庁に到着、所長から職員に対して訓示を行った。初めての経験のため、職員は緊張と不安で険しい表情だった。その後直ちに、避難所運営チームは南三陸町立志津川小学校及び志津川中学校へ向かった。

一方、り災証明チームは、初日は仙台市内で支援業務の研修を行い、研修会場(会議室)内でそのまま宿泊した。翌日レンタカーで南三陸町、石巻市に向か

う予定であったが、水や食糧などが、予想以上に多くレンタカーには積みきれない事態が発生。さらに、ガソリン不足のためか一部のレンタカーの燃料が最初から2分の1から3分の1程度しかなく、職員の間には不安が広がった。そこで、急遽トラック2台を確保するとともに、途中で給油可能な場所を調査し、無事現地に到着、支援業務に着手することができた。(下の写真を参照)

3 実績・成果

(1) 実績

平成23年

- 4月2日 短期派遣開始(都庁出発)
南三陸町 避難所(志津川小学校・中学校)運営 2班20人
南三陸町 罹災証明発行事務補助
6班30人
石巻市 罹災証明発行事務補助
4班20人
- 4月3日 日本通運仙台支店による荷物の搬送(り災証明チーム)
- 4月24日 都保健師班を石巻市河南総合支所に短期派遣開始(~7月31日)
- 4月26日 志津川小の避難所運営から撤退(ボランティアに引継ぎ)
- 5月2日 区市町村課から、仙台市のり災証明書発行事務への支援を要請され、特別区へ連絡【第1隊、第2隊(5月9日から20日まで)】
- 5月4日 石巻市から、り災証明の再調査の実施にあたり家屋評価を実施している職員を多く派遣してほしいとの要請があり、情報収集と調整を実施
- 5月7日 東部保健福祉事務所(石巻保健所)へ公衆衛生医師(公衆衛生チーム)の短期派遣開始(~平成24年3月23日)



第一陣に対する訓示(平成23年4月2日)



南三陸町に到着した第一陣(平成23年4月3日)

- 5月8日 志津川中の避難所運営から撤退(ボランティアに引継ぎ)
- 5月14日 東松島市に保健師短期派遣開始(～6月3日)

(2) 成果

平成23年4月2日に職員派遣を開始して以来、被災市町の担当職員から直接話を聞く機会が増え、新たなニーズが届くようになった。既に派遣している石巻市、南三陸町からは、被災者生活再建支援金・義援金の支給、固定資産税・住民税減免申請の受付、住民票・印鑑証明の交付など新たな業務に係る派遣要請を受けた。一方、甚大な被害を受けた気仙沼市、被災人口が膨大で深刻な人手不足に陥っている仙台市など、他の自治体からも新たに要請が来るようになった。被災市町の業務は、区市町村職員の方がより適切な対応が可能のため、都内の区市町村と緊密に連携しながら、都と区市町村が一体となって支援を展開した。

同年4月25日には気仙沼市の生活再建支援金事務等の支援を開始、同年7月5日からは仙台市の義援金事務等の支援も行った。同年8月31日までに東京都として3市1町に対し1,149人の職員を派遣した。

4 事業実施に当たった課題等

被災市町の行政機能を支援するための職員派遣については、既に全国知事会を通じた派遣の枠組みがあり、県庁が被災市町から、業務ごとの必要人数を取りまとめていた。しかし、このルートではまだまだニーズに応えきれないのが現実であった。今回のように派遣できる具体的な人数を被災自治体に提示する方法は、人的支援の早期開始という点において優れていた。

一方、交通手段や宿泊先等の手配、食料及び装備品の確保、職員の体調管理の面では、派遣する側が主体的に動かなければならない。現地事務所は、これらの役割を果たすのに有用であった。

派遣職員の活動が軌道に乗ると、被災自治体から様々な要望が出されるようになってきた。支援の実績を見せるとニーズは掘り起こされるものであるから、それを前提としたアウトリーチ手法による支援をマニュアル化しておく必要がある。

5 その他

被災地ではノロウイルスが発生しており、派遣職員の中にも下痢や嘔吐の症状を見せる者が何人かあり、その都度対応した。派遣職員から食料が不足しているとの訴えがあり緊急搬送するなど、体調管理には気を配った。



生活再建支援金の受付状況(平成23年5月11日)

火葬協力(平成23年度)

被災地支援宮城県事務所

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

県警の安置所には当時3,000体以上が安置され、さらに毎日300体程度が発見され、収容されてくる状態であった。このうち、身元の判明した場合は遺族に、身元不明と判定された場合は発見場所の市町村に引き渡される。通常であればその後火葬されるが、県内の火葬場は地震や津波による被害、深刻な燃料不足、停電などから受け入れ能力が4分の1程度に低下しており、数多くの遺体が火葬できないままの状態に置かれていた。徐々に気温が高くなり腐敗が進むことから、一部の市町ではやむを得ず仮の土葬を開始するなど、緊急に支援が必要な状況であった。

(2) 経緯・取組

まとめた情報は、東京都瑞江葬儀所を所管する建設局公園緑地部に随時提供、公園緑地部ではそれをもとに受け入れ態勢を整備し、申し込み先等を記載したチラシを作成した。現地事務所から県を通じて被災市町にチラシの情報提供を行ったところ、名取市等からの申し込みがあり、平成23年4月1日から瑞江葬儀所において受け入れを開始した。さらに遺体の搬送手段がないことがネックになっているとの情報を得て、都が自ら搬送するためのトラックを手配した。

同年4月5日、石原都知事(当時)が宮城県を訪問した際に、宮城県知事から火葬にかかわる一層の支援についての要請文を手渡された。そこで、都は同年4月11日から民営火葬場等も含め、火葬及び輸送の支援体制を強化した。

2 実績・成果

(1) 実績

ア 受入施設

- ・都内民営火葬場
- ・臨海部広域斎場組合臨海斎場
- ・東京都瑞江葬儀所

イ 受入数

受入可能数 1日最大120体

平成23年5月31日までに4市3町から860体を受入

(2) 成果

東京都における受入数は、山形、秋田等隣接県を含む県外火葬数の約3分の1に上る。

3 事業実施に当たっての課題等

火葬については、東京都地域防災計画(震災編)でも「医療救護等対策」の章に記載されているが、通常の防災訓練等でシミュレーションをする機会の少ない項目である。しかし、今回のように広範囲で大勢の方が亡くなるという事態に直面してみると、公衆衛生の観点からだけでなく、死者への尊厳や遺族感情を鑑み一刻も早く対応しなければならない重要項目であることが分かる。区市町村からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定するのは福祉保健局、葬儀所を管理しているのは建設局であるため、日頃から手順の確認が必要である。また、今回都が宮城県の火葬協力を行ったことから、近隣県のみならず、同時期に同様な災害が起こりにくい自治体との間での応援・協力協定締結等が有効であると考えられる。

4 その他

現地事務所では、県の担当者から実情、他県の協力状況、棺の準備状況、今後の見込みなどをヒアリングした。県の担当者も遺体の取扱いなど全く経験したことのない状況の中で業務を必死にこなしているが、情報は断片的で全体像は把握できていない状態であった。私達もまた、火葬の手続きや現地の地名等に不案内であり、ヒアリング内容を正確な「情報」として整理するために様々な裏づけ調査が必要となった。

派遣職員へのメンタルヘルス講習会 (平成25年度)

被災地支援宮城県事務所

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

被災地派遣職員の中には、初めて単身赴任生活をするようになった職員や、都内に介護の必要な家族を残してきている職員がいる。派遣先の仕事はやりがいがあるものの、困難であることが多く、都庁では経験したことのない業務もある。職員が気持ち良く働けるよう、派遣元や派遣先と連携して被災地派遣職員の生活・職場環境を整え、支援活動を下支えする必要がある。

(2) 経緯・取組

東京都派遣職員のこころの健康の保持・増進と、派遣先の県における復旧・復興事業のより円滑な推進を図るため、東京都職員共済組合事務局事業部健康増進課職員を招き、メンタルヘルス講習会を実施する。

2 目的

メンタルヘルス講習会の受講を通じ、メンタルヘルスのセルフケアの知識・技術について習得することにより、こころの健康を保持・増進し、もって被災地の復旧・復興事業の円滑な推進を図る。

3 実績

開催日 平成25年11月26日

参加人数 18名(宮城県派遣職員10名、仙台市派遣職員5名、現地事務所職員3名)

4 事業実施にあたっての課題等

年度末近くになると派遣職員の職場は繁忙期であり会議や出張等の予定が入ることから、当該講習会に参加が難しくなるため、当該講習会の開催時期を検討する必要がある。



メンタルヘルス講習会の様子

3 福島県事務所

旧グランドプリンスホテル赤坂への避難者受入(平成23年度)

被災地支援福島県事務所

1 事業実施の経緯・背景

株式会社プリンスホテルから、グランドプリンスホテル赤坂を平成23年3月31日に営業終了し、その後解体するため、それまでの間、東日本大震災の避難者のために活用してもらいたいという提案があった。

当時、震災による都内への避難者の方々への対応については、都市整備局が平成23年3月23日から同月25日まで、都営住宅等への受入れの申込みを受け付けていたところ、応募があった約1,600世帯のうち、約1,500世帯が福島県からの避難者であった。しかし、この募集では600世帯を受入れの対象としていたため、落選した福島県からの避難者約1,000世帯のために、新たな受入れ態勢を検討することが急務な状況であった。

これを受けて、都は原発の事故による避難者が多い福島県民のために、当該ホテルを一時的避難施設として開設し、福島県の意向を踏まえた上で受入れを進めていくことを決定した。この旧グランドプリンスホテル赤坂への受入れに関して、現地事務所が都の窓口として福島県と調整を行うことになり、事務所を開設してから職員が最初に取り組んだ仕事であった。

2 内容

旧グランドプリンスホテル赤坂への入所条件や利用者負担などの詳細は県の意向を踏まえて決める予定であったため、まず、福島県の活動支援班に県の窓口となる県外避難者支援チームを紹介してもらい、打ち合わせを行った。

県外避難者支援チームとしては、避難指示区域以外からの避難者がどれくらいいるのか把握できていない状況であること、また、県内においては、体育館や公民館等の一次避難所から旅館・ホテル等の二次避難所への移行を進めるところであり、その際、まちのコミュニティの維持を念頭に行っているとの話があった。さらに、どのような避難者に入っていたかかはこれから検討したいこと、県外に避難された方もいつかは県内に戻ってきてほしいという思いなど、当該チームの考え方を聞き出し、都から当該ホ

テルへの入所条件などを提示して検討を進めることとした。そして、県外避難者支援チームとの打ち合わせについて本庁に報告し、当該ホテルでの受入れを担当した都市整備局への情報提供を依頼した。

平成23年3月30日には、都市整備局が、第1回目に落選した約1,000世帯を対象にすべて受入れができるよう、第2回目の避難者受入れ方針をとりまとめた。そこでは、長期的な避難が想定される原発30km圏内の方や地震等による居住継続困難な方は、都営住宅等(国家公務員宿舎等を含む。)で受け入れ、避難が短期間で終了する可能性のある原発30km圏外の方は、旧グランドプリンスホテル赤坂で受け入れることとされた。そして、約1,000世帯のうち、都営住宅等へ入居予定の約700世帯を差し引いた約300世帯を、当該ホテルで受け入れることとなったが、当該ホテルは最大で700室あり、300世帯を受け入れてもなお余裕があったため、東京ビッグサイトや味の素スタジアム等、都の一時避難施設を利用しているすべての方も対象に受け入れることとした。

その後、一時避難施設を閉鎖するに当たり、観光庁スキームによる都内のホテル、旅館等での受入れが始まるなど、事務所として、福島県から都内への避難者の受入れに当たっての調整業務が本格化することになった。

3 実績・成果

結果として、旧グランドプリンスホテル赤坂に入居したのは140世帯約360人で、当初想定の3割程度にとどまった。避難所よりは快適な環境であっても、3か月程度しか入居できなかったため、長く居住できる環境を求めている避難者の希望に合わなかったということが考えられる。原発事故の収束が予測困難であり、早期に帰還する目的が全く立たないという避難者の状況を反映したものであった。

小売事業者等を中心とした被災産地支援研修会の実施(平成24年度)

被災地支援福島県事務所

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

東京電力福島第一原発の事故による影響で、福島県の農産物が風評被害を受ける中、東京都中央卸売市場から、都の市場の小売業者に農産物に対する放射性物質の検査体制等を現地で実際に見てもらい、その内容を消費者に伝えることで県産品の消費拡大につなげていきたいという申し出があった。現地事務所としては、震災から1年以上が経過し、風評被害の払しょくには通常の流通段階に対する支援が重要ととらえ、所長が県農林水産部に取次いだ。県としても、これは最大の消費地である東京の市場関係者に現状を見てもらおう絶好の機会ととらえ、現地研修会を実施することが決まった。

(2) 経緯・取組

平成24年

- 9月25日 所長から県農林水産部に対して、東京都中央卸売市場が小売業者の研修会を検討している旨を相談。県農産物流通課長から関係者と調整する旨回答あり。
- 9月27日 中央卸売市場及び県の関係者と調整した結果、事前調査を県と合同で10月9日に行い、研修会を10月24日に開催することを決定した。また、都と県の同時プレス発表について検討した。
- 10月9日 候補地のJA伊達みらい「んめ〜べ」、JA新ふくしま「こころ」吾妻店、福島県農業総合センター、全農福島「愛情館」、JA全農福島「農業技術センター」、JA白河「り菜あん」を事前調査。店舗の規模、放射性物質検査機器の分析状況等を確認した。
- 10月11日 県農産物流通課と打合せ。本番での研修会ルートを確認
- 10月17日 東京都、福島県で研修会案内のプレス発表を同時に実施
- 10月24日 研修会第1回目実施
- 11月14日 研修会第2回目実施

2 目的・内容

(1) 目的

都内の消費者に接する小売業者が被災地の農産物に対する放射性物質の検査体制等を実際に見聞きし、出荷団体や農家の安全に対する取り組みについて意見交換をすることにより、安心を得ていくことで、首都圏における福島県産農産物の販売を支援し、消費拡大につなげていく。

(2) 内容

ア 行程等

参加者を1コース40人程度、下記の行程で市場ごとに4コースに分けて実施。

(太枠は取材が同行したコース)

イ 主な内容

- ・福島県から検査体制等についての説明、質疑応答
- ・各JA直売所等にて自主検査状況の視察
- ・生育過程等での取組や消費者の意識等について生産者側と参加者との意見交換

被災産地支援研修会市場別行程

築地市場		葛西・北足立市場		淀橋市場		世田谷市場	
市場	6:30	市場	6:00 6:30	市場	6:00	市場	6:00
川口	7:00	川口	6:45	川口	6:30	川口	7:00
↓		↓		↓		↓	
白河 JAしらかわ り菜あん	9:30 10:30	福島飯坂 JA伊達みらい んめ〜べ	10:00 11:00	本宮 センター	10:00 11:10	本宮 センター	10:00 11:00
↓		↓		↓		↓	
本宮 センター	11:00 12:00	本宮 センター	11:30 12:30	JA全農福島 愛情館 (JA郡山市)	11:30 12:30	福島西 JA新ふくしま こころ吾妻	11:20 11:40 12:40
↓		↓		↓		↓	
(帰路)		(帰路)		JA全農福島 技術S	13:00 14:00	福島西	13:00
↓		↓		↓		↓	
市場	16:30	市場	16:30	郡山南 (帰路)	14:20	(帰路)	
				↓		↓	
				市場	18:00	市場	18:00



生産者との意見交換



全農福島「愛情館」での視察



福島県の取組を説明(県農業総合センター)



検査機器を使った説明(JA全農福島「農業技術センター」)

3 実績・成果

この研修会で参加者の間からは、「一生懸命検査をして消費者に売ろうとしている姿勢がよく見られた。」「産地の取組(検査)を見て大変参考になった。評価したい。販売する者として責任を重く感じた。」「まだまだ福島を逃げてしまう。どういう検査がされているか確かめたかった。帰ったら消費者に説明したい。」等の感想があった。実際に現地での取組状況などを見ないと実態を理解してもらえないため、

この研修を通じて県の取組への理解と不安の払しょくにつなげることができた。

この取組は翌日、福島県内だけでなく東京のメディアでも報道されたため、多くの消費者の目に留まることになった。

復興！ふくしま「福ふく市」の実施に向けた調整 (平成24年度)

被災地支援福島県事務所

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

福島県の農産物は放射性物質検査の結果、基準値以下の安全なものしか市場に出荷されないにもかかわらず、風評の影響で消費者から避けられ、価格も他県産より低く設定される傾向にある。最大の消費地である東京を中心に、福島県の食の安全を広く首都圏の消費者に情報を発信し、販売の回復につなげていく必要があった。

(2) 経緯・取組

平成25年

- 2月15日 所長から中央区副区長に「福ふく市」実施の趣旨を説明
- 2月19日 県農産物流通課より、東京都、中央区、NPO法人築地食のまちづくり協議会、JA全農福島あて、後援等に係る依頼文書を発出
- 2月21日 所長から中央卸売市場築地市場長に「福ふく市」実施の趣旨を説明
- 2月22日 所長、県農産物流通課主幹及びJA全農福島営農企画課長から、NPO法人築地ま

ちづくり協議会理事長及び中央区長へ正式に要請

- 2月26日 所長と県農林水産部主幹が広報、予算について協議
- 3月8日 福島県より「福ふく市」実施について、プレス発表
- 3月29日 第1回開催(以後毎月29日に実施)

2 目的・内容

(1) 目的

国内外に食文化を発信し続ける食のまち「築地場外市場」において、福島の魅力を発信する。築地の知名度と情報発信力を活用し、地元商店街と一体となって、豊かな自然に恵まれた福島の県産品や食文化や、福島での検査体制等を定期的にアピールしていくことで、風評を払しょくし、消費拡大や復興につなげていく。

(2) 内容

毎月29日を「ふくしまの日」と定め、定期市「福ふく市」を築地場外市場で開催し、旬の福島県産の農産物等を販売・PRする。



第1回「復興！ふくしま「福ふく市」」(平成25年3月29日)

派遣職員へのメンタルヘルス講習会(平成25年度)

被災地支援福島県事務所

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

派遣職員がたずさわる災害からの復興支援業務の多くは、普段都庁で経験するものではなく、特殊性、困難性、長期化する等の特徴を持つ。このような業務をしていく中で、下記にあげるような状況で心の変化を感じ、残念ながら任期を残して途中で派遣元に帰るケースも見受けられたり、他県の自治体では派遣職員が自殺してしまったという悲しい事例もある。派遣職員の中には、初めて単身赴任生活をするようになった方や、都庁では出先機関だけで本庁勤務をしたことがないまま、県の本庁に派遣される方もいる。生活や職場の大きい変化にストレスがたまらないように、職員が心身ともに健康で働けるよう、派遣元や派遣先と連携して被災地派遣職員の生活・職場環境を整え、支援活動をサポートしていく必要がある。

被災地へ派遣された職員の心の変化

○職場における状況

- ・「役に立っていないのでは・・・」 無力感
- ・「十分にやれていない・・・」 達成感や満足感の不足
- ・「理解してもらえない・・・」 周囲との温度差
- ・「自分だけが大変、独りだ・・・」 孤独感

○日常生活における状況

- ・「話せる人がいない・・・」 サポート体制の変化
- ・「発散できる場所、ものがない」 ストレス発散法の変化
- ・「交通面が不便・・・」 環境の変化

(2) 経緯・取組

これまで都の派遣職員に対しては、現地事務所による定期的な個別面談を実施したり、懇親会を開くなどして、サポート体制をとってきたところである。しかし、派遣職員のこころの健康の保持・増進と、派遣先の県における復旧・復興事業をより円滑にしていくためには、自己点検や対処法を各職員が知っておくことが重要とし、東京都職員共済組合事務局事業部健康増進課から精神保健相談員の職員を招き、メンタルヘルス講習会を実施する。

2 目的・内容

(1) 目的

メンタルヘルス講習会の受講を通じ、メンタルヘルスのセルフケアの知識・技術について習得することにより、こころの健康を保持・増進し、もって被災地の復旧・復興事業の円滑な推進を図る。

(2) 内容

現地事務所職員と派遣職員でメンタルヘルス講習会、個別相談会、業務連絡会を実施

3 実績・成果

(1) 実績

平成25年11月29日に現地事務所近くの福島県林業会館の会議室で講習会を行った。派遣職員10名、現地事務所職員3名の合計13名が参加した。メンタルヘルスの現状や基礎知識、ストレス対処方法等について講義を受け、希望する職員にはその後、個別相談会を行った。業務連絡会においては、各派遣者が自分の職務について、簡単に資料を作成して参加者に配布し、情報の共有を図った。

(2) 成果

都庁にもメンタルヘルスの相談窓口はあるが、それを利用したことのある職員は少なく、今回の取組を通して、派遣職員が、一人でも簡単にできるチェック方法や、対処法を教えていただいたことで、自分自身の現状はどうか考えるきっかけを与えることができた。

業務連絡会については普段行っている自分の業務以外に、同じ都の職員がどこでどのような業務に取り組んでいるのかがわかり、連帯感を高めることにつながった。

4 事業実施に当たった課題等

いわき市、相馬市又は南相馬市の事務所に派遣されている職員は遠隔地のため、1日がかりの出張となり、今後、参加することが難しくなる場合がある。また、内容的には忙しい職員にぜひ参加してもらいたいのに、逆にそれが原因で参加できないという問題をかかえる。